

平成 27 年第 3 回県議会定例会 (9 月提案分)

提出予定議案の概要

	ページ
I 平成 27 年度 9 月補正予算案	
1 歳入・歳出補正予算案の概要……………	1
2 補正予算案の主な内容……………	1
3 補正予算案 関係資料……………	3
II 平成 27 年第 3 回県議会定例会（9 月提案分）条例案等	
1 提出予定議案の概要……………	8
2 各条例案等の概要……………	8
3 条例案等 関係資料……………	12

I 平成 27 年度 9 月補正予算案

6 月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、政策課題に喫緊に対応する必要がある事業について、国の交付金を原資とした基金などを活用し、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位：百万円、%)

会計別	前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額	27年度9現／26年度9現
一般会計	1,968,513	4,124	1,972,637	105.6
特別会計	1,303,411	—	1,303,411	110.6
企業会計	112,317	—	112,317	91.6
計	3,384,242	4,124	3,388,366	107.0

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額
県税	1,210,170	558	1,210,728
国庫支出金	172,270	2,218	174,488
財産収入	8,479	4	8,483
繰入金	96,070	626	96,696
繰越金	23	717	740
その他	481,499	—	481,499
計	1,968,513	4,124	1,972,637

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

●○ 火山活動対応ロボット開発促進費 (P 3 参照) 2,300 万円

大涌谷周辺の火山活動が活発な区域において、ロボットを活用し情報収集等を行うため、既存ロボットの技術的課題の解決に向けた開発プロジェクトを推進し、速やかな実用化・現場投入を図る。

○ いつまでも地域で安心して生活できる医療体制の整備 (P 4 参照)

いつまでも地域で安心して生活できる医療体制を整備するため、国からの交付金等を原資として基金の積み増しを行い、回復期病床への転換を図る医療機関の施設整備や、在宅医療の推進等に関する事業を実施する。

- ・ 地域医療介護総合確保基金への積立て 32 億 7,994 万円
- ・ 地域医療介護総合確保基金事業の実施 6 億 2,633 万円

- ④○ 女性の活躍を応援する「社会的ムーブメント」づくりの加速化 1,118 万円
 県内企業のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」を核として、シンポジウムを開催するなど、女性の活躍を応援する社会的ムーブメントづくりを加速化する。
[県民局くらし県民部人権男女共同参画課 TEL 045-210-3630]

- ④○ オリンピック・セーリング競技江の島開催に向けた取組み（P 6 参照） 2,000 万円
 江の島で開催される東京 2020 オリンピック競技大会のセーリング競技を円滑に実施するため、会場整備等に関する調査を行い、整備に向けた計画案を取りまとめる。また、機運醸成に向けた広報戦略を作成し、効果的な広報を実施する。

- ④○ 体育センターの再整備（P 7 参照） 1 億 3,473 万円

【債務負担行為の設定】	期 間	平成 27 年度～平成 29 年度
	限度額	1 億 647 万円

老朽化が著しい体育センター（藤沢市善行）について、隣接する総合教育センターとの一体的整備を図り、全ての県民のスポーツ振興拠点として再整備を行うため、P F I 方式の導入に向けたアドバイザー業務を委託するほか、既存建物の除却工事設計等を行う。

- ④○ 中小企業を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点の設置 2,553 万円
 中小企業の事業革新を促進するため、プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、企業の持つ潜在的可能性を発掘するとともに、企業に必要な専門的知識・ノウハウを持った人材の採用をサポートする。

[産業労働局産業部中小企業支援課 TEL 045-210-5550]

- 近代美術館鎌倉館新館棟等除却設計費 330 万円
 近代美術館鎌倉館（鎌倉市雪ノ下）の閉館に伴い、新館棟及び学芸員棟の除却工事設計を行う。

[教育局生涯学習部生涯学習課 TEL 045-210-8330]

3 補正予算案 関係資料

新 火山活動対応ロボット開発促進費

1 目的

県では、「火山活動対応ロボット緊急開発プロジェクトチーム」を結成して、「さがみロボット産業特区」で培った生活支援ロボットの活用ノウハウを活かし、大涌谷周辺の喫緊の現場ニーズに対してロボットの活用を検討してきた。

そこで明らかになった、既存ロボットの技術的課題の解決に向けた開発プロジェクトを推進し、速やかな実用化・現場投入を図る。

2 補正予算額 2,300万円

3 事業内容

火山活動対応のために早急に開発が必要なロボットについて、開発プロジェクトを募集し、審査により選定したプロジェクトを実施する。

【開発プロジェクトのイメージ】

開発するロボット	主な開発目的	開発する機能
火山活動対応 ドローン	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発で人が近寄れない区域での情報収集 低高度での飛行による精細画像の撮影等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 噴気の温度検知機能 洗浄を可能とする防水防塵仕様 地表から一定の距離で飛行する機能
火山活動対応 地上走行車	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発で人が近寄れない区域での情報収集や、センサーによる分析、堆積物のサンプリング等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄を可能とする防水防塵仕様 断熱・放熱性能向上 火山ガスや堆積物等を採取する機能
火山活動対応 地すべり警報 システム	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりの兆候を把握し警報を出し、作業員等の安全を確保 火山活動の活発な環境における長期間の使用 	<ul style="list-style-type: none"> IC基板等の耐腐食性向上 断熱・放熱性能向上



※大涌谷周辺でのロボットの活用例（既存のドローンを活用した状況調査の様子）

問い合わせ先

産業労働局産業部産業振興課 課長 依田 電話 045-210-5630

いつまでも地域で安心して生活できる医療体制の整備 (地域医療介護総合確保基金事業)

1 目的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）に向けて、いつまでも地域で安心して生活できる医療体制を整備するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、県計画に基づき事業を実施する。

2 補正予算額

地域医療介護総合確保基金への積立て	32億7,994万円
地域医療介護総合確保基金事業の実施	6億2,633万円

3 事業内容

事業名	事業概要	補正予算額
(1) 病床の機能分化・連携のための事業		5億8,745万円
①	① 回復期病床転換施設整備費補助 医療機関が実施する回復期病床への機能転換に向けた施設整備に対して補助する。 ・7圏域（横浜北・西、川崎南、横須賀三浦、湘南東・西、県央）16か所で実施	5億8,500万円
②	② 緩和ケア推進事業費補助 医療機関が実施する緩和ケアに関する医療従事者研修や、地域医療機関との連携協議会の運営に要する経費に対して補助する。 ・緩和ケア病棟を整備している医療機関8病院で実施	244万円
(2) 在宅医療の推進のための事業		2,727万円
③	③ 地域在宅医療推進事業費補助 在宅医療を推進するため、県医師会が地域の医師会と連携して実施する、医療・介護従事者を対象とした研修経費等に対して補助する。 ・4圏域（横須賀三浦、湘南西、県央、県西）で実施	525万円
④	④ 小児等在宅医療連携拠点事業費 在宅医療に移行する小児が安心して療養できる体制を構築するため、地域の関係機関の連携強化や、地域の医療従事者を対象とした研修等を実施する。	416万円
⑤	⑤ 要介護者等歯科診療支援事業費補助 訪問歯科診療では治療が難しい患者の治療機会を確保するため、県歯科医師会が実施する、要介護者向けの歯科診療事業に対して補助する。 ・相模原市など14地域で実施	1,731万円
⑥	⑥ かかりつけ歯科医普及定着推進事業費補助 かかりつけ歯科医を持つ県民を増加させるため、県歯科医師会が実施するモデル事業に対して補助する。 ・健康団地の取組みの一環として、2団地、高齢者等各50名に対して検診・相談を実施 ※健康団地の取組み…高齢者が健康で安心して住み続けられる県営団地に再生する取組みのこと。	53万円

事業名	事業概要	補正予算額
(3) 医療従事者の確保のための事業		1,160万円
⑦	<p>⑨ 産科医師確保支援事業費補助</p> <p>医師不足が著しい産科医を確保するため、医科大学等が実施する、医学生や初期臨床研修医を対象とした研修経費に対して補助する。</p>	300万円
⑧	<p>⑨ がん診療口腔ケア推進事業費補助</p> <p>がん診療連携拠点病院等が実施する、院内や地域の医師、歯科医師等を対象とした、がん患者の口腔ケアに関する研修経費に対して補助する。</p>	322万円
⑨	<p>⑨ 看護専任教員養成・確保支援事業費</p> <p>看護専任教員を養成・確保するため、看護職員に研修等を実施するほか、働く意志がある者を養成所へ紹介する。</p>	401万円
⑩	<p>⑨ 訪問看護師離職防止事業費補助</p> <p>横浜市が実施する、訪問看護職員を対象とした離職防止のための研修経費に対して補助する。</p>	60万円
⑪	<p>⑨ 精神科看護職員研修事業費補助</p> <p>県精神科病院協会が実施する、精神科看護に従事する看護職員を対象とした研修経費に対して補助する。</p>	30万円
⑫	<p>⑨ 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費</p> <p>重度重複障害者等の地域生活を支える看護職員を確保するため、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を実施する。</p>	46万円

問い合わせ先				
(全般、①、③～⑤、⑦について)	保健福祉局保健医療部医療課	課長	中 澤	電話 045-210-4860
(⑥について)	保健福祉局保健医療部健康増進課	課長	川 名	電話 045-210-4770
(②、⑧について)	保健福祉局保健医療部がん対策課	課長	佐々木	電話 045-210-5010
(⑨、⑩について)	保健福祉局保健医療部保健人材課	課長	楠	電話 045-210-4742
(⑪について)	保健福祉局保健医療部保健予防課	課長	和 田	電話 045-210-4772
(⑫について)	保健福祉局福祉部障害サービス課	課長	山 崎	電話 045-210-4702

新 ① オリンピック・セーリング競技江の島開催に向けた取組み

1 目的

江の島で開催される東京 2020 オリンピック競技大会のセーリング競技を円滑に実施するため、会場整備等に関する調査を行い、整備に向けた計画案を取りまとめる。また、機運醸成に向けた広報戦略を作成し、効果的な広報を実施する。



2 補正予算額 2,000万円

3 事業内容

(1) セーリング競技会場整備の検討

江の島島内における競技関連施設の配置やレースエリアの設定などについて、課題と対応策を調査・検討するとともに、整備に向けた計画案を取りまとめる。

(2) セーリング競技の機運醸成に係る広報戦略の作成及び広報の実施

2020年を目指し、最大効果を発揮する広報展開を図るため、広報戦略を作成するとともに、戦略に基づく効果的な広報を実施する。



問い合わせ先

政策局総務室 オリンピック・パラリンピック担当課長 三枝 電話 045-210-3016

体育センターの再整備

1 目的

昭和 43 年の開設以来、約 50 年が経過し、老朽化が顕著になっている体育センターについて、未病を治す取組みや、かながわパラスポーツ推進宣言に則った対応を図るとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも活用できるよう、全ての県民のスポーツ振興拠点として再整備を行う。

併せて、隣接する総合教育センターとの一体的整備を進める。



2 補正予算額 1 億 3, 4 7 3 万円

3 事業内容

項目	事業概要
P F I 方式の導入に向けたアドバイザー業務委託の実施	<p>民間資金を活用した整備手法(P F I 方式)の導入検討にあたり、金融、法務、技術等の専門知識を有する者の支援を受けるため、アドバイザー業務委託を実施する。</p> <p>【債務負担行為の設定】 期 間 平成 27 年度～平成 29 年度 限度額 1 億 647 万円</p>
体育センター現本館棟の除却工事設計等	<p>体育センターの現本館棟など老朽化の著しい既存建物の除却工事に向けた設計及び野球技場の人工芝化に向けた設計を行う。</p>
体育センター管理機能の移転等	<p>体育センターの管理機能を現総合教育センター内に移転するため、諸設備の整備を行う。 併せて、再整備のための地質調査を行う。</p>

4 再整備のスケジュール（想定）

平成 27 年度～29 年度 アドバイザリー業務

平成 28 年度～32 年度 スポーツ関係施設・本館棟の整備工事

※なお、スポーツ関係施設については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプに活用できるよう、平成 31 年度末までの竣工を目指す。

問い合わせ先

教育局総務室 体育センター・総合教育センター再整備担当部長 花田 電話 045-285-1010
 教育局総務室 体育センター・総合教育センター再整備グループ 江尻 電話 045-285-1020

Ⅱ 平成27年第3回県議会定例会（9月提案分）条例案等

1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 廃 止	2 件
条 例 の 改 正	7 件
工 事 請 負 契 約 等 の 締 結	5 件
指 定 管 理 者 の 指 定	8 件
そ の 他	4 件
計	27 件

2 各条例案等の概要

【条例の制定】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例（P12参照）

番号利用法で定める事務（社会保障・税・災害対策）以外で、県が独自に個人番号（マイナンバー）を利用する事務（在宅重度障害者等手当支給事務・特別母子福祉資金貸付の債権管理事務・外国人の生活保護事務）等を定めるため、条例を制定する。

[政策局情報企画部情報企画課 TEL 045-210-3300]

【条例の廃止】

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例を廃止する条例

番号整備法による公的個人認証法の一部改正に伴い、これまで県の業務であった公的個人認証業務が、地方公共団体情報システム機構の業務となることから、当該業務に関する県の手数料条例を廃止する。

[政策局情報企画部情報企画課 TEL 045-210-3300]

- 神奈川県借上公共賃貸住宅条例を廃止する条例

中堅所得者の賃貸住宅の確保を目的に、県が民間住宅を借り上げて設置している借上公共賃貸住宅について、全ての住宅の借上契約期間が満了することから、同賃貸住宅条例を廃止する。

[県土整備局建築住宅部住宅計画課 TEL 045-210-6531]

【条例の改正】

- 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（P13参照）

平成27年10月に適用期限が到来する法人の県民税及び事業税の超過課税措置について、適用期間を5年間延長する。また、地方税法等の一部改正により外形標準課税が拡大されること等について、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課 TEL 045-210-2300]

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するため、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

○ 「国家戦略特別区域限定保育士事業」関係2条例

① 神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例（P14参照）

保育士確保の取組の一つとして、国家戦略特別区域制度を活用した「国家戦略特別区域限定保育士試験」を実施するため、試験手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

② 神奈川県手数料条例等の一部を改正する条例

「国家戦略特別区域限定保育士」の登録申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[県民局次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4660]

○ 神奈川県中小企業活性化推進条例の一部を改正する条例

小規模企業振興基本法の趣旨等を踏まえ、小規模企業の事業の持続的な発展をはじめとした中小企業の活性化を推進していくため、所要の改正を行う。

[産業労働局産業部中小企業支援課 TEL 045-210-5550]

○ 神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

子ども・被災者支援法等を踏まえ、福島県の支援対象避難者の入居者資格の特例を設けるなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

○ 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（P15参照）

新たな特別支援学校として、「県立えびな支援学校」を設置するため、所要の改正を行う。

[教育局支援部特別支援教育課 TEL 045-210-8214]

【工事請負契約等の締結】

	名 称	工事の場所	工事請負等金額
①	児童自立支援拠点新築工事（建築－第1工区）請負契約	平塚市片岡991-1	13億9,884万1,920円
②	児童自立支援拠点新築工事（建築－第2工区）請負契約	平塚市片岡991-1	9億8,768万3,533円
③	かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事請負契約	横須賀市芦名3丁目1990番地	7億1,378万2,314円
④	県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（2期－建築）請負契約	横浜市旭区万騎が原39外	7億9,449万5,520円
⑤	足柄上合同庁舎本館新築工事委託契約	足柄上郡開成町吉田島2489番2	31億4,064万円

①② [県民局次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4650]

③ [環境農政局環境部資源循環推進課 TEL 045-210-4170]

④ [県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

⑤ [県土整備局事業管理部県土整備経理課 TEL 045-210-6070]

【指定管理者の指定】

- 宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖力又一場等の指定管理者の指定8件（別表参照）を行う。

【その他】

○ **訴訟の提起について**

① **交通事故における相手方運転者に対する損害賠償請求訴訟**

公務中に発生した交通事故の相手方運転者に対し、県が管理する車両の修理等に係る損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局総務室 TEL 045-210-6012]

② **県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟**

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

○ **地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について**

がんセンターの旧病棟等の解体・除却に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産について変更が生じたため、定款を変更する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

○ **平成26年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県病院事業決算の認定について**

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業庁企業局財務部財務課 TEL 045-210-7030]

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

指定管理者の指定について

施設の名 称		指 定 管 理 者 候 補		指 定 期 間
		名 称	主たる事務所の所在地	
①	宮ヶ瀬やまなみセンター	公益財団法人宮ヶ瀬ダム 周辺振興財団	愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940-4番地	H28.4.1～H33.3.31
	宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥 居原園地			
	宮ヶ瀬湖カヌー場			
②	21世紀の森	株式会社足柄グリーンサ ービス	南足柄市中沼305番地 1	H28.4.1～H33.3.31
③	本港特別泊地及び本港環境整 備施設	スバル興業株式会社・株 式会社三浦海業公社	東京都千代田区有楽町 一丁目10番1号	H28.4.1～H33.3.31
④	宮川特別泊地、宮川一時停係 泊特別泊地及び宮川環境整備 施設	みうら漁業協同組合	三浦市三崎五丁目12番 5号	H28.4.1～H33.3.31
⑤	総合リハビリテーションセン ター	社会福祉法人神奈川県総 合リハビリテーション事 業団	厚木市七沢516番地の 1	H28.4.1～H38.3.31
⑥	かながわ労働プラザ	公益財団法人神奈川県労 働福祉協会	横浜市中区寿町一丁目 4番地	H28.4.1～H33.3.31
⑦	足柄ふれあいの村	足柄グリーンサービス・ 関東学院グループ	南足柄市中沼305番地 1	H28.4.1～H33.3.31
⑧	愛川ふれあいの村	東急コミュニティー・国 際自然大学校グループ	東京都世田谷区用賀四 丁目10番1号	H28.4.1～H33.3.31

- ① [政策局政策部土地水資源対策課水政室 TEL 045-285-0048]
 [環境農政局水・緑部自然環境保全課 TEL 045-210-4301]
 [教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]
- ② [環境農政局水・緑部森林再生課 TEL 045-210-4330]
- ③④ [環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]
- ⑤ [保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]
- ⑥ [産業労働局労働部労政福祉課 TEL 045-210-5730]
- ⑦⑧ [教育局支援部子ども教育支援課 TEL 045-210-8212]

3 条例案等関係資料

行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用範囲を定める条例案の概要

(1) 目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）では、社会保障、税、災害対策の分野で、個人番号（以下「マイナンバー」という。）を利用することができる事務が規定されているが、地方公共団体は番号利用法に規定されている事務以外について、条例を定めることによりマイナンバーを利用することができることから、県が独自に利用する事務等を定める条例を制定するものである。

(2) 主な内容

ア 県が独自にマイナンバーを利用する事務

- 在宅重度障害者等手当の支給に関する事務
- 特別母子福祉資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務
- 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務

上記の事務は、番号利用法によりマイナンバーを利用できる事務と同一システムで処理されているため、条例で規定することにより、マイナンバーを利用することができるようにする。

イ マイナンバー利用事務における特定個人情報（※）の利用

- 番号利用法に規定されている事務における特定個人情報の利用

県は、番号利用法に規定されているマイナンバーを利用できる事務を実施するにあたり、番号利用法で規定されている社会保障、税、災害対策の分野で、他事務の特定個人情報を利用し、情報連携することができることとする。

例：課税事務を実施するにあたり、障害者関連の情報を利用し、減免の可否を判断する場合

※特定個人情報：マイナンバーを含む個人情報

(3) 施行期日

平成28年1月1日

問い合わせ先

政策局情報企画部情報企画課

課長 仲谷 電話 045-210-3300

課長代理 吉野 電話 045-210-3306

神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

法人の県民税及び事業税の超過課税の適用期間を延長するとともに、税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

(2) 内容

ア 法人二税の超過課税の延長

現在実施している法人二税の超過課税は、平成27年10月末に適用期限を迎える。平成27年11月以降、「災害に強い県土づくりの推進」や「東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備」といった特別な財政需要に対応するため、税率や適用対象外とする要件を現行どおりとして、適用期間を5年間延長する。

区 分	法人県民税	法人事業税
税 率 (現行どおり)	4% (標準税率は3.2%)	地方法人特別税(国税)と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように税率を設定
適用対象外 (現行どおり)	資本金2億円以下、 法人税額が年4,000万円以下の法人	資本金2億円以下、 所得が年1億5,000万円以下の法人
適用期間	平成27年11月1日から平成32年10月31日までの間に終了する事業年度(5年間)	

イ 税制改正に伴う法人事業税の税率改正

地方税法等の一部改正により、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税(法人事業税の「付加価値割」及び「資本割」)が拡大されることなどに伴い、資本金1億円超の法人に適用される法人事業税の税率を改正する。

区 分		現 行	改 正 案
付加価値割		0.72% (0.756%)	0.96% (1.008%)
資本割		0.3% (0.315%)	0.4% (0.42%)
所 得 割	所得金額400万円以下	1.6% (1.744%)	0.9% (1.008%)
	所得金額400万円超800万円以下	2.3% (2.507%)	1.4% (1.568%)
	所得金額800万円超	3.1% (3.379%)	1.9% (2.128%)

※ カッコ内は超過税率

ウ その他

平成28年1月1日以後の特定公社債の利子については、県民税利子割から除外した上、県民税配当割の課税対象とするなど、金融所得課税の見直しに伴い、所要の改正を行う。

(3) 施行期日

ア 法人二税の超過課税の延長 公布の日

イ 税制改正に伴う法人事業税の税率改正 平成28年4月1日

ウ その他 平成28年1月1日

問い合わせ先

総務局財政部税制企画課

課長 醍醐 電話 045-210-2300

税制グループ 近藤 電話 045-210-2306

神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する 条例案の概要

(1) 目的

県内市町村で保育所等の整備が進められ、保育士の確保が急務となっていることから、国家戦略特別区域制度を活用した保育士試験（「国家戦略特別区域限定保育士試験」）を実施するため、試験手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

(2) 内容

国家戦略特別区域限定保育士試験手数料及び同試験全部免除申請手数料（※1）を新設する。

区 分	金額（※2）
国家戦略特別区域限定保育士試験手数料	1万2,700円
国家戦略特別区域限定保育士試験全部免除申請手数料	2,400円

※1 試験全部免除とは、幼稚園教諭免許を有する者に対し、一定の条件のもと保育士試験の学科及び実技試験が全部免除される特例をいう。

※2 金額については、既存の保育士試験手数料及び保育士試験全部免除申請手数料と同額とする。

(3) 施行期日

公布の日

問い合わせ先

県民局次世代育成部次世代育成課

課長

石渡

電話 045-210-4660

保育・待機児童対策グループ

田村

電話 045-210-4663

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の 一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

県央地域及び周辺地域の特別支援学校の過大規模化に対応するため、神奈川県立中央農業高等学校の元果樹園・樹木園の敷地を活用し、神奈川県立えびな支援学校を設置するにあたり、所要の改正を行う。

(2) 内容

新校の名称	新校の設置場所
神奈川県立えびな支援学校	海老名市中新田四丁目5番1号 (神奈川県立中央農業高等学校 元果樹園・樹木園)

(参考) 新校の概要

- ・整備面積 約13,000㎡
- ・建物面積 約10,000㎡ (鉄筋コンクリート3階建て)
- ・設置部門 知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門
- ・設置学部 小・中・高等部 (想定生徒数 約200名)

(単位:人)

教育部門 \ 学部	小	中	高	計
肢体不自由教育	20	10	10	40
知的障害教育	40	40	80	160
計	60	50	90	200

- ・開校 平成28年4月

(3) 施行期日

平成27年11月1日

問い合わせ先

教育局支援部特別支援教育課

課長 横澤 電話 045-210-8214

事業調整グループ 椎野 電話 045-210-8288